

10

2021

# 事務所通信

横浜トライ会計事務所

## 電子帳簿保存法の改正（令和4年～）

これまで総勘定元帳などの会計帳簿や、請求書・領収書などの書類については、紙で印刷した状態で7年間保存しておくことが義務でした。

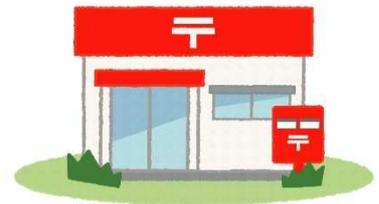
現在では時代の変化に合わせ、電子帳簿保存法が定められ、これらの資料を電子で保存することが認められるようになりました。これまで何度か改正が行われ、事前の申請など面倒な手続きが廃止され、ようやく普及が始まりそうな気配を見せています。

ただ今回の改正で最も注意しなければならないのが、**電子取引での資料の保存**です。例えばAmazonなどネット上で決済をした領収書等は、今まで印刷して保存をしていましたが、来年1月からは改変不

可の電子領収書の状態での保存が必要になり、今後の会計ソフト会社や電子スタンプ会社の対応が注目されているところです。

## 郵便変更

この10月より、土曜日に普通郵便やゆうメールは配達されないことになりましたね。速達やレターパックは配送されるため、少し紛らわしい改正となりました。速達料金は値下げされているので注意が必要です。



## 【コラム】 一人10万円の特別給付が再び？

10月31日に総選挙を行うことが発表になりましたが、昨年あった全国民への10万円の特別定額給付金の給付が再び実行されるのか、にわかに話題となっています。長引くコロナへの景気刺激策となるのか注目ですね。

京急弘明寺駅 徒歩4分

地下鉄弘明寺駅 徒歩4分

〒232-0067

横浜市南区弘明寺町 157

TEL : 045-550-7037

Mail: contact@y-try.com



コロナがおさまったら、また高校野球観戦に行きたいと思う今日この頃です。



税理士 鈴木正宏